

令和7年度（2025年度）実施

市立学校パート職員採用試験案内

（会計年度任用職員）

○ 給食業務代替パート職員（仮称）

■ 試験日 令和8年（2026年）2月13日（金）

■ 受付期間 令和8年1月26日（月）～2月2日（月）

（ただし、書類持参の場合は土日を除く。）

■ 試験会場 姫路市役所北別館5階 教育委員会会議室

■ 受験申込先

姫路市教育委員会 総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話番号 079-221-2744・2443

採用職種・採用予定人数等

採用職種	勤務場所	採用予定人数
給食業務代替パート職員（仮称）	市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）・書写養護学校	2名

職務内容等

採用職種	職務内容等
給食業務代替パート職員（仮称）	1 学校給食の調理等 2 食器及び調理器具等の洗浄、消毒等 3 調理室その他の学校給食施設の清掃、消毒等 4 その他校長が命じる業務

受験手続

■ 申込方法

インターネット申込または書類持参で申込みしてください。

1 インターネット申込

申込方法	パソコンまたはスマートフォンなどで、姫路市オンライン手続きポータルサイトにアクセスし、画面の指示に従って申し込んでください。 姫路市オンライン手続きポータルサイト (URL) https://lpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/afb56576-4d4b-43cf-b542-d9e561d199c1/start	
申込期間	令和8年1月26日（月）午前9時から同年2月2日（月）午後5時まで ・ インターネット申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ・ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあります。また、システム機器の保守管理等により、申込受付期間中にシステムが停止する場合があります。余裕をもって早めに申し込んでください。 ・ 申込みに使用されるパソコン等や通信回線上の障害等に起因するトラブルに関しては、一切責任を負いません。 ・ 申込みにかかる通信費は申込者の負担となります。	

2 書類申込（持参）

申込方法	教育委員会所定の受験申込書を <u>本人が持参</u> (本人の自筆により記入し、写真を貼ること。)
申込期間	令和8年1月26日（月）から同年2月2日（月）まで (ただし、土日は除く。)
受付時間	午前9時から午後5時まで

受付場所	姫路市教育委員会 総務課 住所 姫路市安田四丁目1番地 市役所北別館5階 電話 079-221-2744・2443
------	---

3 注意事項

- ・郵送での受付は行いません。
- ・受験に際しての提出書類は返却いたしません。
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。

※ 欠格条項

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

面接

■ 日時

令和8年2月13日（金）（詳細は別途通知します。）

■ 面接会場

姫路市役所北別館5階 教育委員会会議室（姫路市安田四丁目1番地）

試験結果の開示

■ この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭により開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証、マイナンバーカード等）を持参の上、受験者本人が直接請求してください。

試験区分	請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
面接	不合格者又は補欠合格者	順位	合格発表の日から1か月間	姫路市教育委員会 総務課

合格から採用まで

■ 合格者に対しては、合格者名簿に登載し、登載された人のうちから、名簿順位、地理的条件、令和8年（2026年）3月上旬（予定）に実施する健康診断の結果等を踏まえ、最終採用者を決定します。

■ 採用は、令和8年（2026年）4月1日付の予定です。

■ 申込書の記載事項に不正があることが判明した場合には、合格（採用）を取り消すことがあります。

勤務条件等

■ 全般的な事項

- 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

● 任用期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで。
採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は条件付採用期間が延長されることがあります。
再度の任用について、業務上の必要があり、能力実証の結果が良好であれば、連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。
ただし、再度の任用を行う場合は、勤務先の学校が変更になることがあります。

- 通勤手当 規定に基づき支給されます。
- 期末・勤勉手当 規定に基づき支給されます。
- 年次休暇等 規定に基づき年次有給休暇等を付与します。
- 社会保険等 共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入します。
- 報酬等支給日 原則として翌月15日

■ 給食業務代替パート職員（仮称）に係る事項

- 勤務場所 市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む）・書写養護学校
- 勤務日・勤務時間・給与等
 - ・ 勤務日 原則として、学校給食実施日のうち校長が指定する日（週4日勤務）
 - ・ 勤務時間 午前8時～午後4時30分（休憩60分を含む。）
 - ・ 給与 1時間につき1,379円
 - ・ 勤務形態 勤務する調理師が年次休暇等で不在になる上記の学校において、その代替として勤務します。なお、代替業務がない日（時間帯）は、配属校において勤務します。

■ その他

上記の勤務条件等については、いずれも令和7年度実績を参考にしたものであり、変更する場合があります。